

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
ヨコヤマ文具	常陸太田市内堀町3515	9-810066

2 指名停止措置期間 令和6年9月19日～令和6年10月2日 (2週間)

3 指名停止措置の適用範囲 常陸太田市が発注する物品の購入及び役務の提供

4 事実概要

ヨコヤマ文具は、請求書と異なる物品を納入した。

5 指名停止理由

上記事実は、「常陸太田市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領」(平成19年常陸太田市告示第71-2号。以下、「指名停止等措置要領という。’)別表第9号(1)に該当するが、同要領第3条第3項を適用し、指名停止期間を2分の1に短縮する。

<指名停止等措置要領別表>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 9(1) 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品調達等の契約の相手方として不相当と認められるとき。 (2) 略	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
第3条第3項 (指名停止の期間の特例) 有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、(中略)、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮し、又は指名停止を行わないことができる。	

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係
茨城県常陸太田市金井町3690
電話 0294-72-3111